

新型コロナウイルスに関する誤解や偏見に基づく差別を行わないでください

残念ながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、誤解や偏見に基づく差別事案についての報道が続いています。

もし、ご自身やご家族が難病や感染症にかかり、差別や人権侵害を受けたら…

病気に対する誤った情報は、患者やその家族に対する偏見や差別につながります。病気を正しく理解し、不必要な警戒はやめ、地域や社会でともに生きる仲間として接し、思いやりを持ってともに生きていきましょう。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する、あるいは感染させてしまう可能性のある感染症です。

感染した方々やその家族あるいは所属団体の方々、医療従事者、福祉関係者、物流等社会を支えるあらゆる仕事に従事している方々、感染者発生地域の方々、国内外を問わず当該地域から帰国・帰郷・来訪された方々等に対して、不当な偏見や差別、いじめ、プライバシー侵害、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害は許されません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

- 感染者に対する偏見や差別等は、過度な不安や恐怖を抱かせ、医療機関への受診を躊躇したり、保健所の調査に対して協力を拒んだりするなど、早期発見や感染経路の特定を遅らせることとなり、感染をさらに拡大させる恐れがあります。
- これらの偏見や差別等は、働く人のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねません。

人権相談窓口

福井県人権センター 0776-29-2111

(火～金曜日、第2・4日曜日およびその前日の土曜日 午前9時～午後5時)

福井地方法務局

●みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

●子どもの人権110番 0120-007-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

●女性の人権ホットライン 0570-070-810

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

●外国語人権相談ダイヤル 0570-090911

(Foreign-language Human Rights Hotline) (平日午前9時00分から午後5時00分まで)

★新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話あるいはEメールでの相談に、ご協力をお願いします。(詳しくはHPでご確認ください。)